

出席者は左のとおり。

平成二十七年六月十九日 参議院会議録第二十八号

官報 (号外)

議長の報告事項

一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

白 真勲君

補欠

小川 敏夫君

宇都 隆史君

舞立 昇治君

長峯 誠君

厚生労働委員

辞任

大沼みづほ君

中曾根弘文君

太田 房江君

宮本 周司君

農林水産委員

辞任

小川 敏夫君

白 真勲君

太田 房江君

宮本 周司君

厚生労働委員

辞任

柳澤 光美君

白 真勲君

太田 房江君

農林水産委員

辞任

柳澤 光美君

白 真勲君

太田 房江君

環境委員

辞任

清水 貴之君

室井 邦彦君

大沼みづほ君

議院運営委員会

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

ある。

同日国会において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

特許法条約の締結について承認を求めるの件

商標法に関するシンガポール条約の締結について
承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

公職選挙法等の一部を改正する法律

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法
の一部を改正する法律

学校教育法等の一部を改正する法律

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
法律の一部を改正する法律

電気事業法等の一部を改正する等の法律

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

石上 俊雄君
水野 賢一君
渡辺美知太郎君

安井 美沙子君
長峯 誠君
誠君

柳澤 光美君
柳澤 光美君
喜史君

大沼みずほ君
川田 房江君
川田 龍平君

太田 房江君
太田 房江君

中曾根弘文君
小林 正夫君
渡辺美知太郎君

浜野 喜史君
浜野 喜史君
喜史君

長峯 誠君
長峯 誠君
浜野 喜史君

柳澤 光美君
柳澤 光美君
柳澤 光美君

大沼みずほ君
那谷屋正義君
那谷屋正義君

太田 房江君
太田 房江君
太田 房江君

川田 龍平君
川田 龍平君
川田 龍平君

室井 邦彦君
室井 邦彦君
室井 邦彦君

那谷屋正義君
那谷屋正義君
那谷屋正義君

川城 郁君
川城 郁君
川城 郁君

→

農林水産委員

辞任

補欠

辞任

補欠

審査報告書

地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律案

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律案

大門実紀史君

紙

津田弥太郎君
柳澤 光美君

辞任

補欠

審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

地方・消費者問題に関する特別委員

紙

酒井 庸行君
森屋 宏君

辞任

補欠

地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律案

国土交通委員

辞任

大沼みずほ君
太田 房江君

補欠

紙

審査報告書

酒井 庸行君

紙

浜野 喜史君
喜史君

辞任

補欠

審査報告書

環境委員

辞任

浜野 喜史君
喜史君

補欠

紙

審査報告書

参議院議員

辞任

大門実紀史君
山崎 正昭殿

辞任

補欠

審査報告書

参議院議員

辞任

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

よつて国会法第八十三條により送付する。

第四条第四項中「及び中等教育学校」を「中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第十五条の三中「その店舗」を「その店舗」に、「市長」を「市長」に、「第十七条第一項」を「とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合

三項」との下に「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」とを加える。
第二十三条の五中「昭和二十二年法律第六十
七号」を削る。

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 大島 理森

法律案
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

第三十三条第二項中「二年」の下に「委員の任期」を二年を超える場合で都道府県が条例で定める場合には、「当該条例で定める期間」を加える。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第三条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「都道府県知事」を「その

第十九条第一項中「及び第四項」を削り、同条第六項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長を、「处分」の下に「(指定都市の長に対しても、同項の規定に基づく处分に限る。)」を加え
る。

「、指定都市の長」を加え、同条第五号中「第五項で」を「第五項において」に、「立入」を「立入り」に改め、同条第六号中「同条第四項で」を「同条第四項において」に改め、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二十一条第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)
第四条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第五条中「翌年」を「翌々年」に改める。

	目次
第一章	文部科学省關係(第一条)
第二章	厚生労働省關係(第二条 第六条)

主たる研究所の所在地の都道府県知事(その主たる研究所の所在地が、地方自治法(昭和二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

はその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長）に、特

第十四条第一項中「前各項」を「前項」に、「厚生労働大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に、「場合に

第三章 農林水產省關係(第七条 第九条)	第四章 経済産業省關係(第十条 第十六条)
第五章 國土交通省關係(第十七条 · 第十八条)	第六章 環境省關係(第十九条)

一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域にある場合においては、指定都市の長。第六条の二及び第十一条第二項において同じ。」に改める。

定毒物使用者に」に改め、「あつては都道府県知事に」の下に「それぞれ」を加える。

は」を「ときは」に改め、同項に次の各号を加える。

四

第一章 文部科学省関係 (学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

る研究所の所在地の」を加える。
第十条第二項中「一に」を「はずれかに」に改め、「以内に」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。

所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三」とあるのは「」。第十七条第二項及び「第十九条第

第二十四条中第十一項を第十二項とし、第十一項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

クタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを探除く。)

三 前項各号に掲げる都道府県知事の事務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合における当該市町村の当該事務

第六十三条第一項第一号及び第三号中「都道府県」を「都道府県等」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第二項各号中「市町村」の下に「指定市町村を除く。」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。

第六十四条第三号中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県等」に改める。

附則第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第一号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「地域整備法」を「農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）」その他他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（第三号において「地域整備法」という。）に改め、「第四条第一項の」を削り、「同項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第三号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「第五条第一項の政令」を「政令」に改め、同

項第四号中「一ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。

項第四号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。
(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第八条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

ある場合は、この限りでない。
第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に
「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を都道府県知事等に改め、同条に次の一項を加える。

第六条に次の二項を加える。

計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前三項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び次項第一号に掲げる要件に該当する場合にあっては周辺の農用地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件」と、第四項中「次に掲げる要件のい

三 前項各号に掲げる都道府県知事の事務を
地方自治法第二百五十二条の十七の二第一
項の条例の定めるところにより市町村が処
理することとされた場合における当該市町
村の当該事務

4 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第十五条の三及び第十五条の四中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。
第十七条中「農林水産大臣及び都道府県知事」を「都道府県知事及び農地法第四条第一項に規定する指定市町村の長」に、「農地法」を「同法」に改める。

第四章 経済産業省関係 (火薬類取締法の一部改正)

第六十四条第三号中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

の規定による協議がととのつたもの」を「同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限りる。」に改める。

ための基盤整備の促進に関する法律の一部改正) 第九条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長」に改

で政令で定めるもの（第三号において「地域整備」とは、その他の地場の開発又は整備に関する法律

種份に属する加算の実加七九を考慮して農林大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」とい

号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、

ただし、当該市町村長が指定市町村の長で

「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第五十七条の二中「都道府県知事」の下に「又

は指定都市の長】を加える。

第四章中第五十七条の三の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第五十七条の四 第二章及び前章第一節（第三 十一条第三項及び第五項、第三十二条の二第

卷之三

一項 第三十二条の三第一項及び第二項並びに

に第四十三条第一項を除く。）並びに第四十五

条の三の十、第四十六条第二項、第四十七条

及び第五十二条(第四項を除く。)の規定によ

り都道府県知事が処理することとされて いる

事務は、指定都市においては、指定都市の長

が処理するものとする。この場合において

は、この法律中前段に規定する事務に係る都

道府県知事に関する規定は、指定都市の長に

に関する規定として指定都市の長に適用がある

ものとする。

(採石法の一部改正)

十一條 採石法(昭和二十五年法律第二百九十九條)

一號)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項中「第四号まで」を「第

五号まで及び第七号」に、「添附しなければ」を

「添付しなければ」に改める。

第三十二条の四第一項中「第三十二条の二第

一項の申請書を提出した」を「第三十二条の登録

を受けようとする」に、「当該」を第三十二条の

<p>二第一項の」に改め、同項第五号中「第三号」を第四号に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」という。)</p> <p>第三十二条の四第一項に次の一号を加える。</p> <p>七 暴力団員等がその事業活動を支配する者第三十二条の六第一項ただし書中「第四号まで」と「第五号まで又は第七号」に改める。</p> <p>第三十二条の十第一項第一号中「又は第四号」を「から第五号まで又は第七号のいずれかに改め、同項第二号中「第三十二条の四第一項第五号」を「第三十二条の四第一項第六号」に改めること。</p> <p>第三十二条の十三第二項中「第三十二条の四第一項第五号」を「第三十二条の四第一項第六号」に改める。</p> <p>第三十二条の十三第二項中「第三十二条の四第一項第六号」に改める。</p> <p>第三十三条の十七の次に次の一条を加える。 (都道府県知事への通報等)</p> <p>第三十三条の十八 指定都市の長は、当該指定都市の区域において採石業者が第三十三条の規定に違反して岩石の採取を行つたと認めたとき、又は第三十三条の十二の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該採石業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。</p>
<p>2 都道府県知事は、第三十二条の十第一項の規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画(当該都道府県知事が管轄する区域内の指定都市の区域に係るものに限る。)について第三十三条の認可をした指定都市の長に通報しなければならない。</p> <p>(高压ガス保安法の一部改正)</p> <p>第十二条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第七十九条の二」を「第七十九条の三」に改める。</p> <p>第七十八条の四の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第七十九条の二及び第七十九条の三において同じ。)の長」を加える。</p> <p>第七十九条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、第五章中同条の次に次の一条を加える。 (大都市の特例)</p> <p>第七十九条の三 第一章及び第三章(第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。)並びに第三十九条</p>

の十一、第四十九条の三十（第四十九条の三
十三第二項において準用する場合を含む。）、
第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項
(第五十六条の六の十四第四項及び第五十六
条の八第三項において準用する場合を含
む。)、第六十一条第一項、第六十二条第一
項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第
一項及び第七十四条の規定により都道府県知
事が処理することとされている事務(公共の
安全の維持又は災害の発生の防止の觀点から
都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり
一体的に処理することが指定都市の長が処理
することに比して適當であるものとして政令
で定めるものを除く。)は、指定都市において
は、指定都市の長が処理するものとする。こ
の場合においては、この法律中前段に規定す
る事務に係る都道府県知事に関する規定は、
指定都市の長に関する規定として指定都市の
長に適用があるものとする。

第六章 環境省関係

(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正)

第十九条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成二十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十六条」に、「第三十四条—第四十二条」を「第三十七条—第四十五条」に改める。

第三条の見出し中「国」の下に「及び都道府県」を加え、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、国との連携を図りつつ、特定特殊自動車による大気の汚染の防止に關する施策を推進するよう努めなければならない。

第四条第一項中「国」の下に「及び都道府県」を加える。

第十八条中「主務大臣は」を「都道府県知事は、当該都道府県の区域内において」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、主務省令で定めるところにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

第二十八条第一項中「主務大臣は」を「都道府県知事は、当該都道府県の区域内において」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定による指導又は助言をしたときは、主務省令で定めるところにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

るにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

第二十九条の見出し中「及び立入検査」を削り、同条第一項中「次項」を「次条第一項」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

第三十七条を第四十条とし、第三十四条から第三十六条までを三条ずつ繰り下げ、第五章中第三十三条を第三十六条とする。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度において、特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に關し報告をさせることができる。

3 第一項の規定による報告の徴収(前項の規定により都道府県知事が行うことができることとされるものに限る)は、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 都道府県知事は、第二項の規定により特定特殊自動車の使用者に報告をさせたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

第三十二条第一項第一号中「第十八条」を「第十八条第二項」に、「命令並びに」を「報告」に、「及び同条第二項」を「特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。」及び同条第四項の規定による報告並びに「第三十条第一項」に改め、「限る。」の下に「及び同条第四項の規定による報告」を加え、同項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「指導及び助言」を「報告」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。
(主務大臣と都道府県知事の連携)

第三十五条 主務大臣又は都道府県知事がこの法律に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第三十六条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。
(立入検査)

三十八条を「第三十七条、第四十条又は第四十一条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十九条を第四十二条とする。

第三十八条第五号中「第十八条」を「第十八条

第一項」に改め、同条第六号中「第二十九条第一項を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、同条第七号中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項又は第二項に改め、同条を第四十一条とする。

第三十七条を第四十条とし、第三十四条から第三十六条までを三条ずつ繰り下げ、第五章中第三十三条を第三十六条とする。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は第二十八条第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることができる。

3 第一項の規定による立入検査(前項の規定により都道府県知事が行うことができるところに限る。)は、特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定による立入検査をしたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることができる。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯

(処分、申請等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前とそのそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものの規定に基づく政令の規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他

の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の項中「法律の規定により都道府県」の下に「又は指定市町村」を加え、同項第一号中「第七条第四項第二号」を「第七条第四項第一号」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第二号中「第七条第四項第五号」を

十九号の項各号中「市町村」の下に「(指定市町村を除く。)」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条第四項第四号に改め、同項に次の二号を加える。

四 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第九項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされる事務

第五 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)(石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条 第四十一條第一項中「第一種事業所」の下に「(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が高圧ガス保安法第七十九条の三の規定により当該

第一種事業所に係る同条に規定する事務のいずれも処理することとされているものを除く。次

項において同じ。」を加える。

(農業經營基盤強化促進法の一部改正)第十二条 農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第六号イ中「で同法第二十三条规定による協議が調つたもの」を削除する。

別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二

十九号)の項第二号及び第三号中「都道府県」を「都道府県等」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県等」に改め、同表麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の項中「第二十九条」を「二十四条第十二項(第一号に係る部分に限る。)、第二十九条に改め、同表租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の項第一号中「及び第七十条の六の四第十八項」を「第七十条の六の四第十八項、第七十条の七第三十一項及び第七十条の七の二第三十一項(第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。)」に改め、同表農林漁業の健全

六、地域医療構想の策定や地域包括ケアシステムの構築に当たっては、子育て世代や働く世代など各世代の医療・介護に対するニーズを把握し、地方への人口移動を促進するような地域医療・介護提供体制が整えられるよう各省庁が連携して取り組むこと。

右決議する

地域再生法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三條により送付する。

地域再生法の一部を改正する法律案

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部次のように改正する。

自次中「課税の特例」を「特定地域再生事業に係る課税の特例」に、
「第五節 地域農林水産業振興構造改革特別区域計画」に、
第六節 第七節 財産の区分の制限に、

平成二十七年六月十九日

參議院會議錄第二十八號

地域再生法の一部を改正する法律案

務施設整備計画の作成等(第十七条の二—第十七作成等(第十七条の七—第十七条の十二)による貨物の運送の特例(第十七条の十三)の整備計画の作成等(第十七条の十四)の認定等の手続の特例(第十七条の十八—第十七条の認定等の手続の特例(第十七条の十八—第十七条の十三)の承認の手続の特例(第十八条))」に、「第八章 雜則(第三十四条—第三十三条の二十)」に改める。

第四条第二項第四号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第五条第四項第三号中「第八号」を「第十二号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第八号を同項第十二号とし、同項第七号中「第十七条の七」を「第十七条の二十」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第十七条の六」を「第十七条の十九」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第十項及び第十七条の五」を「第十一項及び第十七条の十八」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第四号を第八号とし、第三号の次に次四号を加える。

四 地方活力向上地域(産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの(第十七条の二第一項第一号において「集中地域」といいう。)以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をい

う。以下同じ)において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設(工場を除く。以下「特定業務施設」という。)を整備する事業(以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。)に関する事項

第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の十三において同じ)が行うものに関する事項

五
集落生活圏(自然的・社会的諸条件からみた)
一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。)を含む一定の地域をいい、市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の七第六項において同じ。)その他政令で定める区域を除く。以下同じ。)において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点(以下「地域再生拠点」という。)の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であつて、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

六 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であつて、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の七

十項中「第四項第五号」を「第四項第九号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、第四項第七号に規定する事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。

第六条第一項中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第二項中「前条第十五項」を「前条第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

第六条の二第二項中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

第七条第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改め、同条第二項中「第十八項」を「第十九項」に改める。

第八条第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十六項各号」に改め、同条第三項第一号並びに第十八条を「第五条第十九項」に改める。

第五章第三節の節名を次のように改める。

第三節 特定地域再生事業に係る課税の特例

第十八条中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第八号」に改める。

第五章第七節を同章第十一節とする。

第十七条の七中「第五条第四項第七号」を「第五

条第四項第一号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、第五章第六節中同条を第十七条の二十とする。

第十七条の六中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第十号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条を第十七条の十九とする。

第十七条の五中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第九号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条を第十七条の十八とする。

第五章第六節を同章第十節とする。

第十七条の四中「第十七条の二第一項」を「第十七条の十五第一項」に改め、第五章第五節中同条を第十七条の十七とする。

第十七条の三第一項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同条を第十七条の十六とする。

第十七条の二第一項中「認定地方公共団体である市町村（以下この条において「認定市町村」といいう。）」を「認定市町村」に改め、「（耕作の目的に供される土地をいう。以下この条及び次条において同じ。）」、「（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）」及び「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削り、同条第三項第一号並びに第四項第二号及び第四号中「第五条第四項第四号を「第五条第四項第八号」に改め、同項第五号中「（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項第一号に規定する農

用地区域をいう。第十七条の四において同じ。）」を削り、同条を第十七条の十五とする。

第五章中第五節を第九節とし、第四節の次に次の四節を加える。

第五節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

（地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等）

第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画（地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。）が第五条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活

力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力

向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画（以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事（以下この条において「認定都道府県知事」という。）の認定を申請することができる。

一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備す

3 認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定地域再生計画に適合するものであること。

二 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であることその他従業員に關し内閣府令で定める要件に適合するものであること。

二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（産業基盤が整備されていること

その他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）において特定業務施設を整備する事業（前号に掲げるものを除く。）

2 地方活力向上地域特定業務施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び実施時期

二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の数その他従業員に關し内閣府令で定める事項

三 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業

4 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業

(号外)

者」という。)は、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない。
5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。
6 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画(第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができること。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地方活力向上地域特定業務施設整備事業の円滑化業務)

第十七条の五 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員(当該特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。)を雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
(認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置)

第十七条の六 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地方再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて認定地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する認定事業者に対する課税の特例)
供する建物若しくはその敷地である土地の取得

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。
3 地域再生土地利用計画には、集落生活圏の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。
一 地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する基本的な方針
二 地域再生拠点を形成するために集落福利等施設(教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下この号において同じ。)の立地を誘導すべき区域(以下「地域再生拠点区域」という。)及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設(以下「誘導施設」という。)並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するため認定市町村が講ずべき施策に関する事項
三 農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域(以下この号及び第十七条の九において「農用地等保全利用区域」という。)並びに当該農用地等保全利用区域において農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために土地利用に関する計画(以下「地域再生土地利用計画」という。)を作成することができる。

率的かつ総合的な利用の確保を図るために認定市町村が講すべき施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域における持続可能な公共交通網の形成に関する施策との連携に関する事項その他の地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

4 地域再生土地利用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該誘導施設の種類及び規模

ハ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

二 その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

二 前号に掲げるもののほか、地域再生拠点区域における道路、公園その他の公共の用に供する施設及び建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の整備並びに土地の利用に関する事項であつて、地域再生拠点の形成を図るために必要なものとして国土交

通省令で定めるもの

5 認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項(同号の誘導施設(以下「整備誘導施設」という。)の用に供する土地が農地

(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)であり、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは

は採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るもののに限り。)を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

五 整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

二 農地法第四条第二項第一号又はロに掲げることは、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができる場合に該当しないこと。

6 認定市町村(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の十二第一項の中核市第十七条の十二第二項において「指定都市等」という。)であるものを除く。)は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項(整備誘導施設の整備として市街化調整区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十七条の十二において同じ。)内において、当該整備誘導施設の建築(建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の十二第一項において同じ。)の用に供する目的で行う開発行為(都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)又は当該整備誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該整備誘導施設とする行為をいう。以下同じ。)の用に供する目的で行う開発行為又は建築行為等を行うに当たり、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものを除く。)を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

7 地域再生土地利用計画は、農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の

<p>二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>8 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>9 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、地域再生土地利用計画の変更について準用する。</p> <p>(建築等の届出等)</p> <p>第十七条の八 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を認定市町村の長に届け出なければならない。</p> <p>一 当該地域再生土地利用計画に記載された前条第三項第二号の誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>(当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該地域再生土地利用計画に記載された地域</p>	<p>再生拠点区域内において行われるものと除く。)</p> <p>二 当該地域再生土地利用計画(前条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。)に記載された地域再生拠点区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為(当該地域再生土地利用計画に記載された同項第一号に規定する事業に係るものと除く。)</p> <p>三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>四 その他認定市町村の条例で定める行為</p>
<p>二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>四 その他認定市町村の条例で定める行為</p> <p>3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を認定市町村の長に届け出なければならない。</p>	<p>5 認定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る地域再生拠点区域内の土地の取得又は当該届出に係る土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(農用地等の保全及び利用に関する認定市町村の援助等)</p> <p>第六十七条の九 認定市町村は、地域再生土地利用計画に即し、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者(次項において「所有者等」という。)に対し、当該農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行ふものとする。</p> <p>2 誘導施設整備事業者が、地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。</p>
<p>2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行われる行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地</p>	<p>地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つよう勧告することができる。</p> <p>(農地等の転用等の許可の特例)</p> <p>第十七条の十 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された同条第四項第一号に規定する実施主体(次項において「誘導施設整備事業者」という。)が、当該地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。</p>
<p>2 誘導施設整備事業者が、地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。</p> <p>(農用地区域の変更の特例)</p> <p>第十七条の十一 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十一条の規定は、適用しない。</p> <p>3 第三条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>(開発許可等の特例)</p> <p>第十七条の十二 市街化調整区域内において第十一条の七第一項の規定により作成された地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めることは、当該所有者等に対し、当該地域再生土</p>	<p>地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つよう勧告することができる。</p> <p>(農地等の転用等の許可の特例)</p> <p>第十七条の十 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された同条第四項第一号に規定する実施主体(次項において「誘導施設整備事業者」という。)が、当該地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。</p>

生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為(都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除ぐ。)は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設に係る建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

運送を行う者に限る。)は、旅客の運送に付隨して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物(その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。)を運送することができる。

2 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十号)第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する自家用有償旅客運送者について準用する。

第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の十四 認定地域再生計画に記載されて導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

第十九条第一項中「一般財團法人」の下に「その他営利を目的としない法人」を加える。

等とみなす。

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法

(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 地域再生法(平成十七年法律第二十号)第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。

第十六条第一項第三号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第十八条第一項第三号中「及び」を「同項第九号の二に掲げる業務及び」に改める。

第二十一条第一項第二号中「第九号」の下に「第九号の二」を加える。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

(都市再生特別措置法の一部改正)
第四条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第十条の七第一項」の下に「地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の十二第二項」を加え、同条第二項中「第十条の七第一項」の下に「地域再生法第七条の七第六項」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第二条

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第三条

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 地域再生法(平成十七年法律第二十号)第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。

第十六条第一項第三号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第十八条第一項第三号中「及び」を「同項第九号の二に掲げる業務及び」に改める。

第二十一条第一項第二号中「第九号」の下に「第九号の二」を加える。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

官報(号外)

第十七条の十三 第五条第四項第六号に規定する事業者が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第十七条の十四 第五条第四項第六号に規定する事業者が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者(第十七条の七第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第一号に規定する自家用有償旅客

運送を行なう者に限る。)は、旅客の運送に付隨して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物(その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。)を運送することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為

の二に處する。)

第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、認定地域再生計画(新法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 地域の自主性及び自立性を高めるための

平成二十七年六月十九日

參議院會議錄第二十八號

日程第一 地域再生法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一九九名

一九九名

江島	潔君	尾辻	秀久君	大沼みづほ君	太田	房江君	岡田	広君	金子原二郎君	岸	宏一君	北村	経夫君	小泉	昭男君	古賀友一郎君	鴻池	祥肇君	佐藤	正久君	島尻安伊子君	島村	大君	世耕	弘成君	伊達	忠一君	高橋	克法君	柘植	宏文君	芳文君	鶴保	庸介君	豊田	俊郎君	中川	雅治君	中川	祐介君	長峯	誠君	二之湯武史君	二之湯武史君	馬場	成志君	羽生田	俊君	野上浩太郎君	野上浩太郎君	林	芳正君	福岡	資麿君	橋本	聖子君	長谷川	岳君	西田	昌司君	野村	哲郎君	中原	八一君	松司君	塙田	一郎君	武見	敬三君	高野光二郎君	閔口	昌一君	酒井	庸行君	島田	三郎君	未松	信介君	佐藤	信秋君	上月	良祐君	小坂	憲次君	熊谷	大君	北川イツセイ君	片山さつき君	木村	義雄君	岡田	直樹君	大野	泰正君	大家	敏志君	衛藤	晟一君
----	----	----	-----	--------	----	-----	----	----	--------	---	-----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	--------	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	--------	--------	----	-----	-----	----	--------	--------	---	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	---------	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

官報(号外)

平成二十七年六月十九日

參議院會議錄第二十八號

投票者氏名

櫻井 充君	芝 博一君	水野 賢一君	薬師寺みちよ君
榛葉賀津也君	田城 郁君	渡辺美知太郎君	
田中 直紀君	津田弥太郎君	荒井 広幸君	
徳永 エリ君	直嶋 正行君	輿石 東君	
長浜 博行君	難波 奨二君		
西村まさみ君	野田 国義君	反対者氏名	三一名
羽田雄一郎君	白 眞熏君	東 徹君	
浜野 喜史君	林 久美子君	片山虎之助君	
広田 一君	福山 哲郎君	儀間 光男君	
藤末 健三君	藤田 幸久君	柴田 巧君	
藤本 祐司君	前川 清成君	井上 哲士君	
前田 武志君	牧山ひろえ君	紙 脇巻 健史君	
増子 輝彦君	水岡 俊一君	田村 智子君	
森本 真治君	安井美沙子君	倉林 明子君	
柳澤 光美君	柳田 稔君	吉良よし子君	
吉川 沙織君	蓮 航君	市田 忠義君	
秋野 公造君	河野 義博君	大門実紀史君	
魚住裕一郎君	荒木 清寛君	仁比 聰平君	
佐々木さやか君	杉 正明君	井上 義行君	
竹谷とし子君	谷合 行田 邦子君	松田 公太君	
長沢 広明君	福島みづほ君	中西 健治君	
西田 實仁君	山本 太郎君	又市 征治君	
平木 大作君	吉田 忠智君	了君	
山口那津男君			
横山 信一君			
田中 茂君			
中山 恭子君			
松沢 成文君			
和田 政宗君			
江口 克彦君			
田中 正志君			
中山 和幸君			
和田 中野			
浜田 若松			
山本 博司君			
矢倉 謙維君			
浜田 昌良君			
山本 大作君			
山口 和之君			
横山 大作君			
平木 大作君			
山口那津男君			
横山 信一君			
田中 茂君			
中山 恭子君			
松沢 成文君			

官 報 (号 外)

平成二十七年六月十九日 参議院会議録第二十八号

第明治三十五年三月三十日
種郵便物認可

発行所
二東京
都立五番
行政法
人園立
印刷局
虎ノ門一丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
一一八円
一一〇円)